

広島県公安委員会告示第 96 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 23 年 12 月 15 日

広島県公安委員会

委員長 水 野

勝

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1P1082	告示の日 (平成23年12 月15日)か ら3年間	ぱちんこ 遊技機	CRリング 呪い の7日間FPL	株式会社藤商事 代表取締役 松元 邦夫 (大阪府大阪市中央区内本 町一丁目1番4号)	左同